

## 子育て家庭への食品配送・見守り活動等に関する協定書

社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「甲」という。）、ライオンズクラブ国際協会335-C地区（以下「乙」という。）及び京都市（以下「丙」という。）は、経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯への支援を推進するため、以下の協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯に食品を届けることをきっかけに、いち早く困りごとに気づき、必要な支援につないでいく「子育て家庭への食品配送・見守り活動等」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、甲、乙及び丙のそれぞれの役割に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（役割）

本事業の実施に当たり、甲、乙及び丙は、次の各号に掲げるそれぞれの役割を遂行するとともに、相互に協力を図るものとする。

- (1) 甲は、実施主体としての事業全般の運営管理、本事業の広報、寄附金や寄贈品の収集及び管理を行う。
- (2) 乙は、寄附金や寄贈品の収集への協力、配送品梱包作業への参加等を通じて、本事業への支援を行う。
- (3) 丙は、事業対象世帯への支援に関する連携、その他必要な助言、研修及び技術的支援を行う。

### 第3条（個人情報の取扱い）

- 1 甲、乙及び丙は、本事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、直接又は間接的に知り得た個人情報を、本事業の目的に必要な範囲内でのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。また、甲、乙及び丙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本協定の履行のために必要最小限の範囲を超えて個人情報を複製してはならない。
- 3 甲、乙及び丙は、本協定の履行に当たり知り得た個人に関する情報を、第三者に漏らしてはならない。また、本協定終了後も同様とする。
- 4 甲、乙及び丙は、雇用した職員等が個人情報を第三者に漏らすことのないよう指導及び監督を行うものとする。

第4条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1箇月前までに、甲、乙又は丙が特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

第5条（その他）

本協定に記載なき事項又は記載事項の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議する。

本協定書は3通作成し、甲乙丙それぞれ記名・押印のうえ、各自1通を保管する。

令和2年11月10日

（甲）

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都3階  
社会福祉法人京都市社会福祉協議会

会長

Ⓜ

（乙）

京都市下京区堀川通塩小路西南角リーガロイヤルホテル京都内  
ライオンズクラブ国際協会335-C地区

2020-2021年度地区ガバナー

Ⓜ

（丙）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市

京都市長

Ⓜ